

美術博物館の催し

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432/☎38-5434
(〒659-0052 伊勢町12-25)

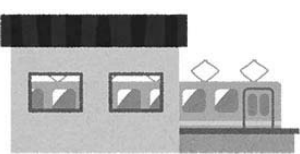
展覧会「モダン芦屋 クロニクルアート、ファッション、
建築からたどる芦屋の芸術」関連イベント

●学芸員によるギャラリートーク

■日時 6月27日(土)午後2時～
■会場 展示室 ■参加費 要観覧料

●見学会「阪神電車のわくわく探検ツアー」

■日時 7月30日(木)午前9時～午後4時 ■会場 阪神電車尼崎工場・芦屋市立美術博物館 ■対象 小・中学生とその保護者・30人 ■参加費 保護者のかたは要観覧料 ■申し込み 往復はがきにイベント名・住所・氏名・年齢・連絡先を明記して、7月10日(金)＜必着＞までに上記へ。
※応募者多数の場合は抽選。



■開館時間 午前10時～午後5時(入館は4時30分まで)
■6月の休館日 15日・22日(月)・29日(月)
■特別展観覧料 一般500(400)円、大高生300(240)円、中学生以下無料 ※()内は20人以上の団体料金 ※65歳以上および身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちのかたとその介護のかた1人は各当日料金の半額

谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852/☎38-3244
☒ashiya-tanizakikan@rhythm.ocn.ne.jp(〒659-0052 伊勢町12-15)

【谷崎館講座】 スケッチ(水曜クラス、金曜クラス)

■日時 水曜クラスは6月24日～(毎月第2・第4水曜日)、金曜クラスは6月19日～(毎月第1・第3金曜日)いずれも午前10時～正午 ■会場 講義室 ■内容 果物、花、器物、人形など静物を対象とする水彩画教室です。身近なものに宿る美しさを透明水彩で描く方法をお教えます。
■定員 12人 ■講師 画家・井上正三氏(創元会所属)
■持ち物 透明水彩絵の具・筆・パレット・透明水彩用画用紙 ■受講料 1回2,700円(3回分前納) ■申し込み 上記へ



【谷崎館講座】 筆で描くカリグラフィー

■日時 7月3日～(毎月第1金曜日、1月は第4金曜日)午後2時～4時 ■会場 講義室 ■内容 カリグラフィーとはアルファベットを美しい装飾文字で描く技法です。手軽に筆ペンを使って、初歩から講師がていねいに指導します。 ■定員 16人 ■講師 カリグラファーズ・ギルド会員・林綾子氏 ■受講料 3ヵ月9,600円(別途教材費) ■申し込み 上記へ

■開館時間 午前10時～午後5時(入館は4時30分まで)
■6月の休館日 15日・22日(月)・29日(月)
■特別展観覧料 一般400(320)円、大高生300(240)円、中学生以下無料 ※()内は20人以上の団体料金 ※65歳以上および身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちのかたとその介護のかた1人は各当日料金の半額

GATV 広報番組ガイド

6月後半	芦屋市広報番組 あしやトライ あんぐる	放送時間(15分)
オープニング	呉川公園	① 9:00
トピックス	平成27年度 芦屋市水防訓練	② 12:00
特集	すべての子どもたちが笑顔で成長していくために ～子ども・子育て支援新制度が始まりました～	③ 15:00 ④ 18:00 ⑤ 22:30
	市民と市長の「集会所トーク」を開催	※DVDの貸出可
エンディング	芦屋の四季	

■広報番組「あしやトライあんぐる」は、11ch(一部地域を除く)でご覧ください。
■番組に関する問い合わせ 広報国際交流課 ☎38-2006 ■GATV全般に関する問い合わせ J-COMカスタマーセンター ☎1120-999-000(午前9時～午後9時)

市民相談のご案内

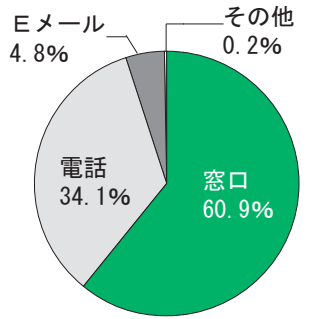
【家事相談】 ■相談日 毎週水曜日・午後1時～4時<要予約> ■内容 親子・夫婦・離婚・相続など家庭問題における相談 ■相談員 専門相談員 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ
【弁護士による法律相談】 ■相談日 毎週木曜日・午後1時～4時<要予約> ■内容 遺言・相続・離婚、交通事故、借金等の問題、成年後見、不動産、労働問題等の法律問題全般 ■相談員 弁護士 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ
【司法書士による法律相談】 ■相談日 毎週金曜日・午後1時～4時<要予約> ■内容 登記・多重債務整理・不動産・成年後見相談など ■相談員 司法書士 ■申し込み 希望相談日の週の月曜日・午前9時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ
【行政相談】 ■相談日 第3水曜日・午後1時～4時(受け付け0時45分～3時30分) ■内容 国や県への苦情・要望・意見など ■相談員 行政相談委員 ■申し込み 当日直接、お困りです課へ
【土地・建物の登記相談】 ■相談日 第1火曜日・午後1時～4時(受け付け0時45分～3時30分) ■内容 土地の境界問題、分筆合筆、建物の新築・増築・取り壊し等の登記相談 ■相談員 土地家屋調査士 ■申し込み 当日直接、市役所南館玄関受付へ
【公正証書相談】 ■相談日 第2火曜日・午後1時～4時(受け付け0時45分～3時30分) ■内容 遺言・契約・養育費の支払い等の公正証書など ■相談員 公証役場公証人 ■申し込み 当日直接、市役所南館玄関受付へ
【不動産相談】 ■相談日 第3火曜日・午後1時～4時(受け付け0時45分～3時30分) ■内容 不動産全般に関する相談 ■相談員 宅建業協会相談員 ■申し込み 当日直接、市役所南館玄関受付へ
【相続相談】 ■相談日 毎週月曜日・午後1時～4時(受け付け0時45分～3時30分) ■内容 相続贈与・土地売却ほか税に関する相談 ■相談員 税理士 ■申し込み 当日直接、市役所南館玄関受付へ

知って便利なミニミニ情報

【労働・年金相談】 経済課(☎38-2033) ■相談日 第2月曜日(休日の場合第3月曜日)午後1時～4時(随時受け付け) ■内容 各種労務相談(解雇・賃金不払い等)・各種年金相談・社会保険相談・労働保険相談 ■相談員 社会保険労務士
【消費生活相談】 消費生活センター(☎38-2034) ■相談日 月～金曜日/午前9時～正午・午後0時45分～4時 ■内容 商品やサービスの苦情・悪質商法等のトラブル・その他事業者との契約・暮らしに関する疑問など ■相談員 専門相談員
【交通事故相談】 兵庫県民総合相談センター(☎078-360-8521) ■相談日 月・火・木・金曜日/午前9時～正午・午後1時～4時 ■内容 話し合いの仕方・保険請求の方法など ■相談員 交通事故相談員
【総合労働相談】 西宮総合労働相談コーナー(☎0798-26-3733) / 兵庫県労働局総合労働相談コーナー(☎078-367-0850) ■相談日 月～金曜日・午前9時～午後5時 ■内容 解雇・配置転換・賃金引き下げ等の労働条件や、いじめ等の雇用関係のある個別労働にかかわるあらゆる相談 ■相談員 総合労働相談員
【住まいの相談】 ひょうごご住まいサポートセンター(☎078-360-2536) ■相談日 月～金曜日/午前10時～正午・午後1時～5時 ■内容 住まいに関する技術的なアドバイス、請負・賃貸契約のトラブルなど
【外国人県民相談】 兵庫県民総合相談センター(☎078-382-2052) ■相談日 ①生活相談・月～金曜日・午前9時～午後5時②法律相談<要予約>月曜日・午後1時～3時 ■内容 外国人の生活に関することなど(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語対応) ■相談員 ①相談員②弁護士

※各種相談に関しては、相談・申し込み・問い合わせ共に、年末年始・休日・祝日の受け付けはしていません。

■お困りです課への相談方法



<受付方法> 単位:人数	25年度	26年度
窓口	3,416	3,173
電話	2,430	1,774
Eメール	332	248
その他	8	12
合計	6,186	5,207

■お困りです課を利用したかたの性別 (電話・窓口のみ)

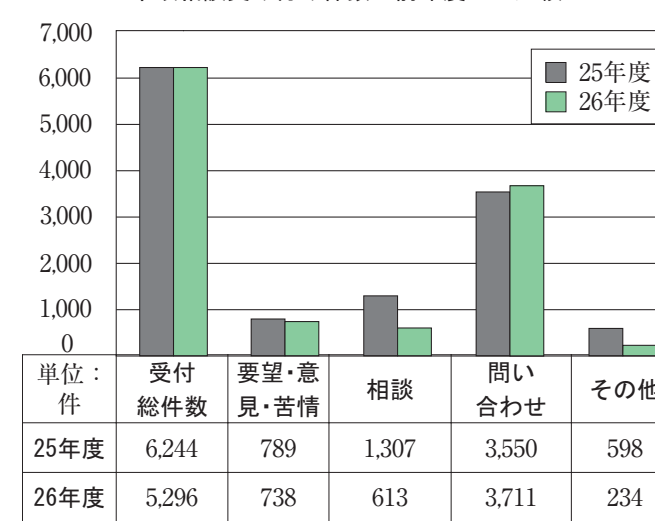
単位:人	25年度	26年度
男性	2,569	2,150
女性	3,277	2,797



■相談等の1日平均件数

	25年度	26年度
相談等	26件	22件

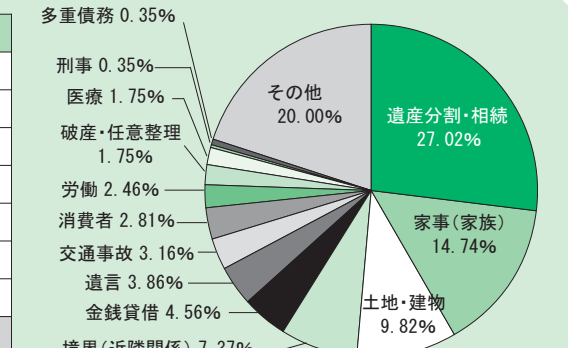
■市政相談受け付け件数の前年度との比較



■弁護士による法律相談の内訳

相談内容	件数
消費者	8件
労働	7件
破産・任意整理	5件
医療	5件
刑事	1件
多重債務	1件
その他	57件
合計	285件

相談内容	件数
遺産分割・相続	77件
家事(家族)	42件
土地・建物	28件
境界(近隣関係)	21件
金銭貸借	13件
遺言	11件
交通事故	9件



■市民相談の受け付け件数(平成26年度)

相談	件数
行政相談	8件
家事相談	81件
弁護士による法律相談	285件
司法書士による法律相談	182件
公正証書相談	56件
税務相談	63件
土地家屋調査士による登記相談	21件
不動産相談	35件
合計	731件

「親切・ていねい・迅速」をモットーに 1日の受付数 平均22人

平成15年7月「親切・ていねい・迅速」をモットーに女性スタッフだけの課としてスタートしました。これまで多くの市民の皆さんから、さまざまなお声をいただきました。

昨年度の窓口・電話・メール等での受付総数は5,296件。1日あたり約22件です。

「手続きや相談など、どの部署に行けばいいのか分からない」、「個人的なトラブルが発生したので無料の専門相談はないか」というお問い合わせや、家族・親戚に関すること、相続に関すること、近隣とのトラブルなど個人に関するご相談が多くを占めています。内容に応じて「法律相談」や「家事相談」等の各種専門相談をご案内しています。

市のホームページ「お困りです課」のコーナーにある「よくあるおたずね(FAQ)」には、よくある質問とその回答を掲載していますのでご活用ください。また、「相談窓口のご案内」のパンフレットを作成していますので合わせてご利用ください。ホームページからも出力可能です。

お困りです課に寄せられた行政に対しての要望・意見・苦情は担当課へ連絡し、迅速な対応ができるよう心がけています。要望等で最も多かったものは左の3項目です。



お困りです課窓口

こちら消費生活センターです
問い合わせ 消費生活センター ☎382034

「あなたの個人情報漏れているので、削除してあげます。」
最近、公的機関を名乗る電話に関する相談が増えています。

【相談事例1】
電話「消費者センターですが、勧誘電話で困っていませんか？」
相談者「実は困っています。」
話「企業3社に個人情報漏えいしているのを削除します。後でまた連絡します。」

相談者はとっさのことで了承してしまい、不安になった。

【相談事例2】
電話「国から依頼された公的機関ですが、あなたの個人情報3カ所に漏れていますので削除します。」

話「1カ所だけ代わりの人を立てないで削除できません。頼める人がいなければ東北のボランティア団体のかたを介して紹介します。」

相談者が「東北のボランティア団体のかた」に電話で依頼すると、快く了承してくれた。数日後、

東北の企業「介護用品会社の〇〇ですが、あなたの顧客番号で介護ベッドの購入がありました。」

相談者「それは困ります。そんなもの買っていないです。」

東北の企業「もう納品もしているのでお支払いをしていただかないと困ります。」

相談者が買ったことになり、代金を請求されそうになっている。

【アドバイス】
消費生活センターや公的機関の名前をかたり、個人情報削除してあげると持ちかける手口が増えています。また、家族構成や取引金融機関などの情報を引き出すとする事例もあります。言われるままに答えてしまうとその後個人情報削除の手数を請求されたり、事件に巻き込まれたという名目で解決金を請求されたりすることもあります。消費生活センターが、相談していません。電話をかけることは絶対ではありません。このような電話は相手にせずすぐに切り取りましょう。一度お金を支払ってしまつと、取り戻すことは極めて困難です。少しでも不安を感じたら、お金を払わずに、すぐに消費生活センターへご相談ください。



消費生活セミナー・公民館セミナー

■日時 7月4日(土)午前10時～11時30分
■会場 市民センター401室
■内容 「高齢者・若者を狙うサイバー犯罪と対策」
■定員 100人
■講師 兵庫県警サイバー犯罪対策課 職員
■申し込み 直接会場へ

問い合わせ 経済課消費生活係 ☎38-2179

